

GBS 適用船に対するばら積貨物船及び油タンカーのための IACS 共通構造規則の適用に関する事項

改正規則

鋼船規則 A 編

改正事項

GBS 適用船に対するばら積貨物船及び油タンカーのための IACS 共通構造規則の適用に関する事項

改正理由

2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会 (MSC87) において「油タンカー及びばら積貨物船用ゴールベースの国際船舶構造基準 (GBS)」及びこれを強制化するための SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の改正が採択され、船の長さが 150m 以上の油タンカー及びばら積貨物船のうち、2016 年 7 月 1 日以降に建造契約が結ばれる船舶、建造契約がない場合は 2017 年 7 月 1 日以降に起工または同等段階にある船舶、または、2020 年 7 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶に GBS が適用される。

GBS に適合するためには、IMO による GBS 適合検証に合格した船級協会等の規則に従うことが求められ、GBS に関わる構造基準を満足するためには、ばら積貨物船及び油タンカーのための IACS 共通構造規則 (CSR-BC&OT) を適用する必要がある。

従って、CSR-BC&OT の適用は 2015 年 7 月 1 日以降に建造契約が結ばれる船舶であるが、2020 年 7 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶にあっては、GBS が適用されるため、建造契約日に関わらず CSR-BC&OT を適用する必要がある。

GBS が適用される船舶に対しては、CSR-BC&OT を適用しなければならない旨を明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

GBS が適用される船舶にあっては、鋼船規則 CSR B&T 編を適用しなければならない旨を規定した。